



お忘れではありませんか？ あなたの企業年金。

厚生年金基金のある企業を短期で退職し、
現在60歳以上になられた方のなかに、まだ企業年金連合会の
年金を受け取っていない方がいらっしゃいます。
お心当たりのある方はご連絡ください。

ご照会は
ナビダイヤル



0570-02-2666

*受付時間 平日 9:00～17:00

※厚生年金基金連合会は平成17年10月に企業年金連合会へ改称しました。

あなたの分の企業年金、
あなたのもとへ。
Pension Fund Association
企業年金連合会
<http://www.pfa.or.jp>

厚生年金基金のある企業に勤めて、短期[※]で退職された方。 60歳から企業年金連合会の年金が受け取れます。

※勤続10年未満(15年未満の場合もあります)

ご存知でしたか？

- 1ヵ月以上の加入期間があれば受給することができます。
(国の年金の受給資格である25年を満たしている必要はありません。)
- 国の遺族年金や障害年金を受けていても受給することができます。
- 現在働いていても、原則として、60歳から受給することができます。

お心当たりのある方、ご不明な方はお問い合わせください。

企業年金コールセンターへ

0570-02-2666

※PHS・IP電話からは、03-5777-2666にお掛けください。

*受付時間 平日9:00~17:00

■お問い合わせの際にご確認させていただくもの

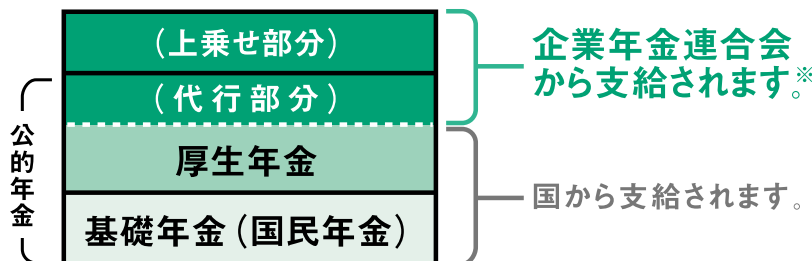
- 氏名(結婚などで姓が変わった方は旧姓も) ●生年月日 ●住所
- 年金手帳の基礎年金番号 ●厚生年金基金の名称及び加入員番号など

■文書でのお問い合わせは

〒105-8799 東京都港区西新橋3-22-5 芝郵便局留 企業年金連合会 行

◎厚生年金基金の仕組み

「厚生年金基金」とは、企業によって実施される年金制度のひとつで、国の厚生年金の給付を一部代行し、さらに企業独自の給付を上乗せした年金の支給を行っています。厚生年金基金の加入期間が概ね10年未満の場合は企業年金連合会から、10年以上の場合は、お勤めしていた厚生年金基金から支給されます。



※厚生年金基金に加入している方が、
転職・退職、結婚などで基金を中途脱退した場合。